

○国土交通省告示第千四百三十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十七条第二項の規定に基づき、Eの数値を算出する方法並びにV₀及び風力係数の数値を定める件（平成十二年建設省告示第千四百五十四号）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 (略)

2 前項の式の E_r は、次の表に掲げる式によって算出するものとする。ただし、局地的な地形や地物の影響により平均風速が割り増されるおそれのある場合においては、その影響を考慮しなければならない。

H が Z_b 以下の場合	$E_r = 1.7 \left(\frac{Z_b}{Z_g} \right)^{\alpha}$
H が Z_b を超える場合	$E_r = 1.7 \left(\frac{H}{Z_g} \right)^{\alpha}$

この表において、 E_r 、 Z_b 、 Z_g 、 α 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_r 平均風速の高さ方向の分布を表す係数
 Z_b 、 Z_g 及び α 地表面粗度区分に応じて次の表に掲げる数値

地表面粗度区分 極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が規則で定める区域	Z_b (単位メートル)	五
	Z_g (単位メートル)	二五〇
	α	〇・一〇

地表面粗度区分 I 若しくは IV の区域以外の区域のうち、海岸線若しくは湖

改正前

第一 (略)

2 前項の式の E_r は、次の表に掲げる式によって算出するものとする。ただし、局地的な地形や地物の影響により平均風速が割り増されるおそれのある場合においては、その影響を考慮しなければならない。

H が Z_b 以下の場合	$E_r = 1.7 \left(\frac{Z_b}{Z_g} \right)^{\alpha}$
H が Z_b を超える場合	$E_r = 1.7 \left(\frac{H}{Z_g} \right)^{\alpha}$

この表において、 E_r 、 Z_b 、 Z_g 、 α 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_r 平均風速の高さ方向の分布を表す係数
 Z_b 、 Z_g 及び α 地表面粗度区分に応じて次の表に掲げる数値

地表面粗度区分 都市計画区域外にあって、極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が規則で定める区域	Z_b (単位メートル)	五
	Z_g (単位メートル)	二五〇
	α	〇・一〇

都市計画区域外にあって、極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が規則で定める区域

都市計画区域外にあって地表面粗度区分 I の区域以外の区域 (建築物の高さが一三メートル以下の

3

(略)

H 建築物の高さと軒の高さとの平均(単位 メートル)		IV	III	II
		都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域	地表面粗度区分Ⅰ、Ⅱ又はⅣの区域以外の区域	岸線(対岸までの距離が一、五〇〇メートル以上のものに限る。以下同じ。)までの距離が五〇〇メートル以内の地域(建築物の高さが一三メートル以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が二〇〇メートルを超え、かつ、建築物の高さが三メートル以下である場合を除く。) (又は当該地域以外の地域のうち、極めて平坦で障害物が散在しているものとして特定行政庁が規則で定める区域)
		一〇	五	五
		五五〇	四五〇	三五〇
		〇・二七	〇・二〇	〇・一五

3

(略)

H 建築物の高さと軒の高さとの平均(単位 メートル)		IV	III	II
		都市計画区域内にあって都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域	地表面粗度区分Ⅰ、Ⅱ又はⅣ以外の区域	場合を除く。)又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分Ⅳの区域以外の区域のうち、海岸線又は湖岸線(対岸までの距離が一、五〇〇メートル以上のものに限る。以下同じ。)までの距離が五〇〇メートル以内の地域(ただし、建築物の高さが一三メートル以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が二〇〇メートルを超え、かつ、建築物の高さが三メートル以下である場合を除く。)
		一〇	五	五
		五五〇	四五〇	三五〇
		〇・二七	〇・二〇	〇・一五



附 則

この告示は、令和四年一月一日から施行する。